

議案第 16 号

橋本市企業誘致対策基金条例の一部を改正する条例について

橋本市企業誘致対策基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり
定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市企業誘致対策基金条例の一部を改正する条例

橋本市企業誘致対策基金条例(平成 20 年橋本市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(積立て) 第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算又は工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算に定める額とする。 (運用収益の処理) 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。	(積立て) 第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。 (運用収益の処理) 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。